

2 学期制の導入について

1 検討の背景

これまで我が国では、明治以来、現在に至るまで、ほとんどの小・中学校で、夏季、冬季、学年末休業日を区切りとした3学期制による教育が行われてきた。しかし、一つの学期が終わり、学習に対する新たな目標をもちにくい中で長い休業日に入ることによって生じる児童・生徒の開放感が、基本的な生活習慣を乱しやすくするといった長期休業日に関する課題や、各学期の長さが均一でない中で、特に3学期は授業日数が少なく、十分な教育活動が行いにくいといった各学期の期間に関する課題があった。

こうした中で、平成14年度から、完全学校週5日制の下、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、「生きる力」を育成することをねらいとした学習指導要領が実施され、豊かな体験活動や児童・生徒が自らの力で問題を解決していく学習過程が重視されるようになり、総合的な学習の時間や各教科において今までよりも長いスパンの単元設定が必要になった。

また、児童・生徒の評価がいわゆる相対評価から絶対評価へ移行したが、評価の信頼性を一層高めるために、できる限り長期間にわたって児童・生徒一人ひとりのよさや進歩の状況を具体的に把握する必要がある。

一方、平成10年の学校教育法施行令改正により区市町村立学校の学期は長期休業日と同様、当該区市町村の教育委員会が定めることになった。さらに中野区では、平成15年度から全小・中学校普通教室が冷房化され、夏季休業日を含めて長期休業日のあり方を弾力的に考えることが可能になった。

このような背景の下、今まで固定的にとらえられていた学期制度を改めて見直し、単なる授業時数の確保だけではなく、学校生活における子どもと教師の双方に精神的・時間的なゆとりを取り戻すとともに、各学校自らが学校運営を改善し、教育改革を実行することを目的に2学期制の導入について検討した。

2 学期制の意義

(1) 学期の役割

教育課程実施上の区切りとする。

年度途中における学校評価、教育活動の見直しの機会とする。

時間割編成や児童・生徒の活動組織を組み替える機会とする。

児童・生徒の学習の達成状況や生活の様子などを評価し、支援する機会とする。
児童・生徒が、一定の期間の学習や生活の状況を振り返り、新たな目標をもち、
気持ちを切りかえる機会とする。

教育課程の進行状況や学籍等の校務を管理する機会とする。

(2) 学年、学期、休業日について

学校の学年（年度）は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。（学校教育
法施行規則第44条）

学期とは、学年をいくつかに分けた期間をいう。

公立学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校
を設置する教育委員会が定める。（学校教育法施行令第29条）

公立小・中学校における休業日は、次のとおりとする。（学校教育法施行規則第
47条）

国民の祝日に関する法律に規定する日

日曜日及び土曜日

学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

現行の学期及び休業日は、「中野区立学校の管理運営に関する規則」により、次のよう
に定められている。

(1) 学期

ア 第一学期 4月1日から8月31日まで

イ 第二学期 9月1日から12月31日まで

ウ 第三学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

ア 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日

イ 冬季休業日 12月26日から翌年の1月7日までの日

ウ 春季休業日 3月26日から4月5日までの日

エ 開校記念日

オ 都民の日条例の規定する日

カ その他中野区教育委員会が定める日

3 現行の教育課程における授業日数、授業時数について

(1) 授業日数（児童・生徒が学校に通う日数）について

1年間のうち、休業日として定められた日以外が学校に通う日数となり、実際の平
均的な年間授業日数は約200日（40週）である。

(2) 教育課程で定められた授業時数

学校教育法施行規則では、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの年間標準授業時数について以下のように規定されている。

小学校

区分	必修教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

備考 1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。(以下 略)

中学校

区分	必修教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技・家	外国語					
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0~30	70~100	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50~85	70~105	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105~165	70~130	980

備考 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。(以下 略)

中学校を例にとれば、年間980時間が標準総授業時数となっている。さらに、学習指導要領では「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」とされている。

980時間の授業を35週で実施するためには、1週当たり28時間の授業が必要となる。多くの学校では、6時間授業の日を週に3日、5時間授業の日を週に2日というような時間割を編成して授業を行っている。

(3) 教育活動を行える時数

平均的な年間授業日数である200日(学校5日制における40週)をすべて授業

に振り向けた場合、1120時間(28時間×40週)の授業時数を確保することが可能となり、標準総授業時数を140時間上回ることになる。各学校は、この140時間分を学校行事等の特別活動に充てている。

(4) 特別活動の時数の数え方

特別活動には、学級活動、児童(生徒)会活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事の4つの内容があるが、学級活動だけは、学校教育法施行規則に規定されている特別活動の標準授業時数(35時間)を充てることとなっている。

(5) 中野区の現状と課題

通常、区内の中学校では、始業式、終業式、卒業式、入学式など儀式的な行事に約40時間、修学旅行や移動教室などの旅行的行事に約20時間、定期考査に約40時間、面談や保護者会に約20時間程度を必要とし、その他、運動会、合唱祭、勤労生産・奉仕的行事などもこの140時間の中で行わなければならないが、学校独自の教育活動や行事のために十分な時間を充てるゆとりがないのが現状である。

4 長期休業日を区切りとした現在の3学期制の課題

- (1) 長期休業の前後で学期が変わるので、長期休業を挟んだ学習の連続性が図りにくい。
- (2) 長期休業日は、日本の気候や習慣等によって、現在のように決められたものであり、その時期を大きく変更することは難しいので、各学期の授業日数を均一化することはできない。その結果、授業時数の少ない第3学期では、評価のための資料が十分そろわない教科が生じることもあり、評価の信頼性が低下する可能性がある。
- (3) (1)(2)に加え、新教育課程では、体験活動や問題解決的な学習が重視され、長いスパンでの学習計画がより必要になった。しかし、現行の長期休業日を区切りとした学期では、長期間にわたる単元を構成するための日数確保が難しい。さらに、教科ごとの週あたりの授業時数が少なくなったことにより、短い学期では一つの単元を完結させるための授業日数が確保できない場合がある。
- (4) 一つの学期が終わって、長い休業に入るという開放感から、生活の乱れが生じやすい。
- (5) 学期末と長期休業前の時期が重複することから、学期末事務と長期休業前指導等が集中し、教員の多忙な時期が偏る。
- (6) 長期休業前が学期末になることから、その時期に行事を設定しにくく、行事を配列できる選択肢が狭くなる。

5 2学期制への移行

学期の途中に長期休業日を含み、1年間の授業日数をほぼ2等分する2学期制について、

検討を行った。

(1) 2学期制の効果

長期休業日を途中に含んだ長期の学期制を採用することによる効果

長いスパンでの単元計画や意図的に長期休業日を途中に挟んだ単元計画などが設定しやすくなり、一つの学期内で各単元の完結がより図れるようになる。

ゆとりある学習が展開されることにより、教師が児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握しやすくなり、よりきめ細かい絶対評価が行われるようになる。

各学期の授業日数を均一化させることが可能になり、各学期の評価の重みに差が出ないようにすることができる。

長期休業直前まで通常の授業が行いやすくなるので、長期休業中の学習や休業明けの学習との連続性を保ちやすくなる。

休業明けの試験や学習発表の場などが設定されることから、これを目標にして、児童・生徒は長期休業中も学ぶ意識を継続させやすくなる。

長期休業前の教員の負担が軽減されることにより、休業中の学習や生活についての事前指導や児童・生徒や保護者への教育相談を充実でき、学習や生活の目標をもたせ、健全で充実した長期休業を送るための指導が徹底できる。

長期休業前と学期末が重複しないので、授業との調整を図りながら長期休業直前まで行事を実施しやすくなる。

始業式や終業式が減るとともに、定期考査などの回数を見直すことなどによって、授業時数が確保できることによる効果

十分な学習活動の時間を確保し、時間的・精神的ゆとりのある学習活動のもと、児童・生徒の理解の状況に応じて、一つ一つの学習内容を確実に定着させることができる。

社会や理科、総合的な学習の時間などにおいて、校外へ出て調査や観察を行ったり、実験やものづくりにじっくり取り組んだりするなど、豊かな体験活動を取り入れた学習を数多く行うことができる。

運動会や学習発表会、合唱コンクール等、その学校が重点をおく行事などへの取組を充実させることができる。

各学校は創意工夫を生かした活動を実施する時間を確保することができ、特色ある学校づくりが推進できる。

各学校における教育改革の推進

慣習にとらわれずに、改めて指導方法や評価方法のあり方や学校行事の意義など、今までの教育課程全般を見直す機会となる。

学期のあり方について考えることを通して、学期のもつはたらきを各教員がよ

り意識するようになり、学期の区切りを大切にした教育活動が行われるようになる。

(2) 長期休業日の位置付け

長期休業中の支援の充実

長期休業日が学期の途中に含まれることから、これまでの「家庭や地域に返す期間」という考えを切りかえ、各学校は、長期休業中に、例えば次に示すように、普段はできにくいきめ細かな指導を行うなど、積極的に子どもや家庭に働きかける工夫を行う。

長期休業前や休業日当初に、家庭訪問や面談等の教育相談などを各学校が行うことにより、児童・生徒一人一人の学習のねらいや方法について共に考え、目標をもって休業日を過ごせるように支援する。

授業日には実施することが難しかった体験活動を長期休業中の自由研究などで実施を促し、休業明けのまとめや発表の場を設定する。

コンピュータ室や図書室を開放し、自由研究のための支援を行う。

長期休業日の設定の見直し

同一学期内の学習の連続性を図るなど、2学期制の導入効果を高めるため、長期休業日の設定について見直す。

夏季休業明けの学期の日数を一定期間確保するため、夏季休業日を短縮する。この場合、連合行事や気象条件等を考慮し、夏季休業日の終了を8月25日とする。

学期の区切りの事務整理や児童・生徒・教職員の気持ちの切りかえの機会として、秋季休業日を10月の体育の日を含んだ金曜日から火曜日までの5日間とする。

長期休業前後の学習の連続性を保ち、授業の質を充実させるために、冬季休業日の開始と終了を2日ずつ繰り上げ、12月24日から翌年の1月5日までとする。

(3) 2学期制実施における課題と対応策

確かな学力をはぐくむ評価の充実

評価のあり方を見直す必要があり、教育委員会としてもこれを支援していかなければならない。

児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるための評価の改善が求められている中、学期末の評価場面が3回から2回になることにより、学期途中の評価がより一層大切になる。各学校においては、結果の評価だけではなく、学習場面ごと、単元ごとの目標に準拠した観点別学習状況の評価を行い、指導に役立てるように

する。

体験活動や問題解決的な学習活動がより重視され、これにともない、単なる知識の量や技能だけでなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているどうかによる評価を行うようにする。

保護者や児童・生徒の理解を図ることについて

2学期制の趣旨を十分に生かすには、保護者や児童・生徒の理解が欠かせない。

2学期制をそれぞれの学校づくりにどのように生かし、その結果どのような学校にしたいのかということを見聞・生徒や保護者に説明し理解を図る。

通知表や評価方法、学校行事など、2学期制導入により変わることについて、児童・生徒や保護者の不安を把握し、それを解消するための具体的な取組を明らかにする。

他の学期制の学校から転入したり他の学期制の学校へ転出したりする児童・生徒への配慮・支援事項を整理し、不利益のないようにする。

中学校における定期考査、成績一覧表について

とりわけ、中学校においては、定期考査や成績一覧表などの改善が必要である。

現行の3学期制で多く実施されている年間5回の定期考査については、新しい評価の考え方から見直しを図り、定期考査の回数や教科、出題範囲、一斉試験等にとらわれることなく、単元ごとの小テストを行うなど、各学校が創意工夫して取り組んでいく。

中学校第3学年における高等学校入学者選抜のための成績一覧表の作成については、2学期制により後期の期末試験を待たずに行うこととなるが、12月末までにおける継続的な観点別評価の下により適切に実施することにより、生徒、保護者の不安や混乱を招かないようにする。

校種による違いについて

幼稚園には、授業時数という考え方はなく、教育週数・保育日数を単位として、季節感を養う保育を実施していることから、2学期制の導入を見合わせる。

(4) 他の学期制の可能性

儀式的な行事を減らし、長いスパンでの指導計画をより可能にするという目的で1学期制を採用する自治体や、季節感を意識させるために4学期制を検討している学校もある。しかし、児童・生徒が気持ちを切りかえる機会をつくるなど学期が区切られている良さを残しつつ、長いスパンでの学習計画の設定や多くの授業時数の確保ができる、2学期制を採ることの効果が大いだと考える。

6 導入のスケジュール

(1) 2学期制の試行

2学期制に関する課題について十分な検討を行うため、小学校4校、中学校2校程度を「2学期制推進校(仮称)」とし、平成17年度から試行を行う。指定校での準備の都合から、その選定は平成16年6月頃までに行う。

2学期制推進校は、学習指導計画や評価方法の工夫、学校行事の見直し、長期休業中の取組等、2学期制の特性を生かした特色ある学校づくりを積極的に行うとともに、評価方法等における課題について、その解決の方策を探るものとする。

(2) 平成17年度以降の導入について

試行校における取組についての評価、検討を行い、平成18年度以降の2学期制導入校の拡大について協議する。